

2025 年度（令和 7 年度）以降の予防対策取組状況調査実施方針（案）

1 経過

県は、防災計画の実効性を確保するため、2016 年度（平成 28 年度）から、従前の（合同）立入検査の実施に加え、アンケート方式の予防対策取組状況調査を行っているが、2021 年度（令和 3 年度）以降は 2020 年度（令和 2 年度）に見直された方針に基づき実施している。

令和 3 年度（2021 年度）以降の実施方針		
分類	調査内容	考え方
毎年実施する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策（高圧ガス容器の流出防止対策） ・事業所外への被害拡大防止対策 ・防災訓練 ・製品等の製造設備の対策（計器室の安全管理） ・保温材等設置配管の外表面腐食対策 ・機器・設備単位での対策実施状況（危険物タンク、プラント、緊急移送設備、消火用屋外給水施設） 	優先度が高く、また、例年、一般県民への公表資料等に活用しているため、継続して毎年調査を実施する。
2021 年度～2024 年度の間 に実施する項目（毎年実施する項目を除く）	<p>○第一グループ（2021 年度及び 2023 年度に実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急移送設備の現況（フレアスタック、除外設備の耐震検証） ・応急復旧資機材（土嚢等）の準備 ・緊急停止マニュアルの整備 <p>○第二グループ（2022 年度及び 2024 年度に実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上入出荷施設（栈橋）の津波対策 ・高圧ガス配管の耐震対策 ・危険物屋外タンクの側板点検 ・反応設備等を有するプラントの地震対策（計器室） ・消火用屋外給水施設の耐震対策及び液状化対策 	一定の間隔毎の状況調査で進捗管理が有効である。 全ての事業所で何らかの対策の実施が確認できた項目については、5 年後に同様の調査を実施し、その結果を踏まえて調査終了を検討する。
2025 年度に実施	<p>令和 2 年度に追加調査（合同立入検査）を実施した項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定・準特定危険物タンクへの緊急遮断措置 ・津波対策（危険物容器の流出防止対策） 	令和 2 年度の調査において、基本的に全ての事業所で何らかの対策の実施が確認できた項目であることから、5 年後の令和 7 年度に改めて同様の調査を実施し、結果を踏まえて調査終了を検討する。

令和 6 年度（2024 年度）までの当該方針による調査により、「令和 3 年度（2021 年度）～6 年度（2024 年度）の間に実施する項目（毎年実施する項目を除く）」について、基本的に何らかの取組みを実施していることを確認している。

このため、隔年で調査する項目は、調査結果を踏まえて、5 年後に調査する項目として整理してきました。（2020 年度以降の取組状況調査における各項目の調査、整理状況及び今後の予定については、「参考資料 3 2020 年度以降の取組状況調査一覧」をご覧ください。）

2 2025 年度以降の調査の実施について（案）

（1）アンケート方式の調査

- 従前の実施方針を継続することを基本とし、また、修正される防災計画（令和 7 年 4 月施行予定）に追加した予防対策（風水害対策）に関する調査項目を追加する。（詳しくは、「資料 3-2（2025 年度石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査票（案）」をご覧ください。）
- 調査から抽出された個別課題、技術的事項などは分科会において検討する。

2025 年度以降の実施方針		
分類	調査内容	考え方
毎年実施する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策（高圧ガス容器の流出防止対策） ・事業所外への被害拡大防止対策 ・防災訓練 ・製品等の製造設備の対策（計器室の安全管理） ・保温材等設置配管の外表面腐食対策 ・機器・設備単位での対策実施状況（危険物タンク、プラント、緊急移送設備、消火用屋外給水施設） 	優先度が高く、また、例年、一般県民への公表資料等に活用しているため、継続して毎年調査を実施する。
5 年毎の調査（原則）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急移送設備の現況（フレアスタック、除外設備の耐震検証） ・応急復旧資機材（土嚢等）の準備 ・緊急停止マニュアルの整備 ・海上入出荷施設(棧橋)の津波対策 ・高圧ガス配管の耐震対策 ・危険物屋外タンクの側板点検 ・反応設備等を有するプラントの地震対策（計器室） ・消火用屋外給水施設の耐震対策及び液状化対策 ・特定、準特定危険物タンク(500～1 万 kℓ)への緊急遮断措置 ・津波対策（危険物容器の流出防止対策） 	一定の間隔毎の状況調査で進捗管理が有効である。 全ての事業所で何らかの対策の実施が確認できた項目については、5 年後に同様の調査を実施し、その結果を踏まえて調査終了を検討する。
新設項目	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害対策（予備調査を 2025 年度実施） 	調査結果を勘案し、今後の調査方法を検討する。

（2）立入検査による調査

防災計画の実効性の確認のため、全ての特定事業所に対して 3 年毎に現地立入調査を行うこととする。（関係機関との合同検査を含む定期立入検査）

※ 継続した防災計画の見直しを念頭に、事業所が策定する取組計画とその実績を中心にヒアリングすることを想定

また、必要に応じて集中的に確認する取組内容等を選定し、特定事業所の取組状況を確認する。（重点項目立入検査）

2024 年度第 2 回検討会資料

○立入検査の年間計画（案）

年間で実施時期を 3 期設定し、うち第 3 期を関係機関合同立入とする。

分 類	第 1 期（8、9 月）	第 2 期（10、11 月）	第 3 期(12、1 月)	備 考
定期立入	8 事業所	8 事業所	9 事業所（合同立入）	計 25 事業所
重点項目	実施事業所は年度による			